

令和 6 年第 12 回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和 6 年 12 月 10 日					
招集の場所	嘉麻市役所 5 階会議室					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 6 年 12 月 10 日 10 時 30 分	開会宣言	縄 田 緑			
	閉会 令和 6 年 12 月 10 日 11 時 30 分	閉会宣言	縄 田 緑			
付議案件	<p>①議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (7 件)</p> <p>②議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (1 件)</p> <p>③議案第 47 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について (42 件)</p> <p>④議案第 48 号 農用地利用配分計画 (案) について (4 件)</p> <p>⑤証明第 3 号 非農地証明願について (1 件)</p> <p>⑥通知第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (57 件)</p> <p>報告事項 公共事業に関する農地の一時使用報告書 (2 件)</p>					
出席及び欠席	出席 13 名			欠席 2 名		
議事録署名委員	4 番	田子森 富雄	6 番	藤 島 進		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	松 尾 典 子	庶務係長	伊 藤 紀 子		
	主任主事	守 上 諄	主任主事	中 川 直 音		
農業委員 出席状況	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	武 田 陽 一	○	9	田 中 久	○
	2	山 田 恵 子	○	10	松 尾 孝 嗣	○
	3	嶋 田 尋 美	○	11	品 原 勇 二	○
	4	田 子 森 富 雄	○	12	井 手 勇	○
	5	中 嶋 誠	×	13	中 村 由 美	○
	6	藤 島 進	○	14	縄 田 緑	○
	7	添 田 實	×	15	縄 田 精 二	○
	8	山 崎 健 一	○			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏名	出欠	担当地区	氏名	出欠
	牛隈	松本隆二	○	大力	手嶋好幸	×
	大隈	武田光一	○	千手	村上勝義	○
	飯田	中嶋力	○	口春	花岡義明	○
	下臼井	坂本高行	○	大隈町	松岡茂美	○

第12回嘉麻市農業委員会総会（令和6年12月10日）

事務局 会議のはじめに、資料の訂正をお願いいたします。総会地図資料の9ページ 審議番号4の〇〇〇〇〇〇と表記されておりますが小字が間違っておりまして、〇〇〇〇〇〇に訂正をお願いいたします。

会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにしてください。

本日の出欠状況をご報告いたします。

在任委員15名中、欠席者5番 中嶋委員、7番 添田委員の2名であり過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い、本総会は成立しておりますのでご報告いたします。

事務局 本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送しておりました令和6年第12回嘉麻市農業委員会総会議案書と同資料の2点です。ご確認をお願いいたします。

事務局 それでは、開会宣言を副会長をお願いいたします。

副会長 只今より、令和6年第12回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局 続きます、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。

会場 【農業委員会憲章朗読】

事務局 ご着席下さい。それでは、会長挨拶をお願いいたします。

会長 【会長挨拶】

事務局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ありませんか？

会場 【異議なしの声】

議長 署名委員につきましては、4番 田子森委員と6番 藤島委員をお願いします。

議長 それでは、議事に入ります。

議案第45号を議題といたします。

審議番号1番と2番につきましては、交換によるものなので、事務局と地区担当推進

委員による一括説明の後、それぞれ採決を行いたいと思います。
事務局に説明をお願いします。

事務局 それでは、1 ページをお願いいたします。
議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 6 年 12 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 今月は、農地法第 3 条関係におきまして、7 件の申請が出ております。
それでは、2 ページをお願いいたします。

農地法第 3 条関係 審議番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番 地目：田 地積：2,320 ㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇 (57)
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (75)
譲受人耕作地：自作地 48,865.71 ㎡ 借入地 なし 計 48,865.71 ㎡
権利内容：所有権移転 贈与

農地法第 3 条関係 審議番号 2

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：田 地積：2,971 ㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (75)
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇 (57)
譲受人耕作地：自作地 2,599 ㎡ 借入地 なし 計 2,599 ㎡
権利内容：所有権移転 贈与

事務局 これらの申請は、〇〇 〇〇〇氏と〇〇 〇〇氏の両方で農地を交換により取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われまます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、審議番号 1 番につきましては、1 ページに位置図、2 ページに申請地図を、審議番号 2 番につきましては、3 ページに位置図、4 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 1 番及び 2 番について、地区担当：松本推進委員に説明をお願いいたします。

松本推進委員 おはようございます。牛隈・貞月地区を担当しております松本です。
さきほどご説明がありましたように、農地交換による申請で問題はないかと思われまますのでご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 1 番及び 2 番についての、ご質問はございませんか？

会 場 (なしの声あり)

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
まず審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして、審議番号 3 番について事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 農地法第 3 条関係 審議番号 3
申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番 地目：田 地積：3,587 m² 外 6 筆
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (52)
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇 (77)
譲受人耕作地：自作地 親子間共有 12,142 m² 借入地 なし
権利内容：所有権移転 贈与

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、5 ページに位置図、6 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 審議番号 3 番について、地区担当：武田推進委員に説明をお願いいたします。

武田推進委員 おはようございます。武田です。今事務局から説明がありましたように親子間での所有権移転でございます。特に問題はありませんのでご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 3 番について、ご質問はございませんか？

会 場 (なしの声あり)

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 3 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして、審議番号 4 番について事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 農地法第 3 条関係 審議番号 4

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：田 地積：738 m² 外 3 筆
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (47)
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 (77)
譲受人耕作地：自作地 親子間共有 5,091 m² 借入地 なし
権利内容：所有権移転 贈与

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得する
ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われまます。また、農地法第 3
条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまますが、
ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、7 ページに位置図、8~10
ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 審議番号 4 番について、飯田地区担当の中嶋推進委員と、下臼井地区担当の坂本推進
委員より説明をお願いいたします。

中嶋推進委員 平山・飯田・上臼井担当の中嶋と申します。この 4 筆のうち上記 2 筆が私の担当地区
になります。さきほど説明がございましたように親子間での所有権移転で問題にないと思
いますのでよろしくお願いいたします。

坂本推進委員 おはようございます。本日の申請地区、下臼井地区担当の坂本と申します。申請地、〇
〇〇〇〇〇と〇〇〇の農地でございますが、現在、譲渡人の〇〇 〇〇氏と隣の区に居
住している譲受人の息子さんが手伝って耕作を長年続けております。
今回の申請にあたっては親子間で速やかに協議が進められておりまして、現在も水稻を
作付けされております。〇〇 〇〇氏におかれましては兼業であっても地域の農業を若
い力として支えていくという将来性のある就農者でございますので、今回の申請地の 3
条についてはお母さんが高齢化し、お子さんに譲りたいという相談があって、申請をし

たということで何ら問題ないと考察されますのでご説明させていただきます。

議 長 只今、地区担当の推進委員説明が終わりました。
審議番号 4 番について、ご質問はございませんか？

会 場 (なしの声あり)

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 4 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして、審議番号 5 番について、地区担当の手嶋推進委員が所用で欠席のため、事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 農地法第 3 条関係 審議番号 5
申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：田 地積：1,083 m²
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (59)
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (76)
申請人耕作地：自作地 10,153 m² 借入地 なし 計 10,153 m²
権利内容：所有権移転 贈与

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得する
ものであります。申請地の上の土地と下の土地を〇〇氏が所有していることから、今回
の贈与申請の運びとなったものです。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。
また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている
と思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、11 ページ
に位置図、12 ページに申請地図を添付しております。手嶋推進委員からは問題ないと
伺っております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 5 番について、ご質問はございませんか？

会 場 (なしの声あり)

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 5 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、審議番号 6 番について事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 農地法第 3 条関係 審議番号 6
申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：田 地積：684 ㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (76)
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (79)
譲受人耕作地：自作地 なし 借入地 なし
権利内容：所有権移転 贈与

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得する
ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3
条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、
ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、13 ページに位置図、14 ペ
ージに申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 審議番号 6 番について、地区担当村上推進委員に説明をお願いいたします。

村上推進委員 おはようございます。この件につきましては、無償で譲渡してもらってその後に家庭菜
園を作るということを言われておりましたのでご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 6 番について、ご質問はございませんか？

会 場 (なしの声あり)

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 6 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして、審議番号 7 番について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 農地法第3条関係 審議番号7
申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：田 地積：1,505㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 (49)
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (84)
譲受人耕作地：自作地：2,050㎡ 借入地：10,654㎡ 計 12,704㎡
権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、15ページに位置図、16ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 審議番号7番について、地区担当花岡推進委員に説明をお願いいたします。

花岡推進委員 おはようございます。口春・山野・樋渡地区の花岡です。事務局の方から説明がありましたように、〇〇さんと〇〇さんの関係は叔父と甥ということで聞いております。〇〇さんが高齢のため所有権移転の申請をと聞いております。地元といたしましては問題ないと考えております。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号7番について、ご質問はございませんか？

会場 (なしの声あり)

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号7番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の退席をお願いいたします。

議長 続きまして、議案第46号を議題といたします。

事務局 それでは、4ページをお願いいたします。
議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
農地法第5条第1項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和6年12月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 今月は、農地法第5条関係におきまして1件の申請が出ております。
それでは、5ページをお願いいたします。

農地法第5条関係 審議番号1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：536㎡

申請人譲受人：〇〇市〇〇 〇〇〇番地〇〇 有限会社 〇〇〇〇〇〇〇

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (65)

転用目的：特定建築条件付売買予定地

農地区分：第1種農地

事務局 この申請は譲受人の有限会社 〇〇〇〇〇〇〇が譲渡人の〇〇 〇〇氏より権利を取得し、特定建築条件付売買予定地として計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われます。資料といたしまして、17ページに位置図、18ページに申請地図、19ページに現況平面図、20ページに計画平面図、21・22ページに断面図、23ページに平面図、24ページに立面図を添付しております。以上でございます。

議長 審議番号1番について、地区担当松岡推進委員に説明をお願いいたします。

松岡推進委員 おはようございます。松岡でございます。朝早くから現地にご足労いただきましてありがとうございます。今ご説明がありましたように、3年ほど前まで私が30年ほど管理をしておりまして、3年ほど前にお返ししまして、土地が狭く作りにくいところで大型機械も入れにくいということでお返ししたんですけど、その後管理を〇〇 〇〇君がしておりますけれど、今回宅地として申請をお願いしますということでご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号1番について、ご質問はございませんか？

会場 (なしの声あり)

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の退席をお願いいたします。

議長 続きます、議案第 47 号を議題といたします。

事務局 それでは、6 ページをお願いいたします。
 議案第 47 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。
 令和 6 年 12 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。
 それでは 7 ページから 14 ページをお願いいたします。

(1) 利用権設定 新規 24 件 44 筆 69,460.00 m²、更新 9 件 36 筆 54,798.42 m²、計 33 件 80 筆 124,258.42 m²
 (2) 所有権移転 5 件 9 筆 13,587.00 m²
 (3) 利用権設定（中間管理事業）4 件 10 筆 20,889.00 m²

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長 本案について、ご質問はございませんか？

武田委員 ○○○氏は全体でどのくらいの面積を所有していますか？
 ○○で、彼の場合○○○ではないのでいろんな場所の面積を確保したいときに、前回は指摘はあったと思いますが、借りたというときに本当にできるのか？広域に渡っています。彼の所有している機械を考えたときに運ぶ手段を持っているのか持っていないのか。

松尾委員 ○○○氏は○○○のところはまとめて作っている。○○○まで行っているので○○も。運搬とかコンバインとかはうちがたまに運んでいっている。

武田委員 例えば借りるときにどういうところか教えないと、面積を確保するときも○○とかどういう条件なのかとか知らないと、見ているだけで○○とかも分からない、作ってみて獣害がありました。作れません、放置しました。彼の農地見たことがありますか、作りやすいところは作る、作れないところは放置するだけで終わるのではなくて、そういったところの指導はどこがするんですか？
 ある程度嘉麻市で頑張っていこうという人間に対して、ここ空いているから作りなさいだけではまとまらない。
 知っている人間は作りやすいところ作ります。前回指導しなくちゃいけないところが入っていたので。指導というのはあったのか、なかったのか。
 ここが駄目というわけではなく、他のところを放置した状態で新たなところを借りるとするのはどうか？

事務局 ○○○○○○氏の申請にこのようなご指摘をいただいておりますが、地権者の方が賃借権を結んでいますので、地権者の方が解約して別の方に作っていただくという選択がまず一つ。

認定新規就農者でありますので、経営改善計画、認定農業者になるためには出さないといいなくて普及所、農協、農林振興課、農業委員会そちらの方で指摘なり指導を行って、ただどうしても作りやすいところで作りたいと。

○○の荒らしている農地はなかなか受け入れがなかった時に一番初めに受け入れをしてくださったこともありますので、その辺りを含めて○○氏と話をしていきたいと思っております。

武田委員 それを踏まえた上で、今行政の方からの意見が出たけれど、農業委員会の問題ですよ。この農業委員会は全部行政の方にふっている。本来農業委員会の中で話すことではないか。

事務局 農業委員会の中でも委員さんでお話していただいて、農業委員さんは地域性がございませんが、地域には推進委員さんがいらっしゃいますので、農業委員と推進委員と一緒になっとなぜ荒らしているのか、もう作れないのであれば別の方にお任せするという選択肢を指導していかないといけないと思っております。

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思っております。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。

議長 続きまして、議案第48号を議題といたします。
それでは、15ページをお願いいたします。

事務局 議案第48号 農用地利用配分計画（案）について
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見が求められているため審議に付する。

令和6年12月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二
本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。

それでは16ページをお願いいたします。

(1) 利用権設定（中間管理事業）4件 10筆 20,889.00㎡

事務局 こちらは、先ほどの農用地利用集積計画（案）にありました 14 ページの中間管理事業の案件でございます。
経過措置により農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長 本案について、ご質問はございませんか？

会場 （なしの声あり）

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
本案については意見を求められている案件ですので、異議なしということによろしいでしょうか。
本案は異議なしとして市長部局へ回答したいと思います。

議長 続きまして、証明第 3 号を議題といたします。

事務局 それでは、17 ページをお願いいたします。

証明第 3 号 非農地証明願について
証明書交付手続要領の規定に基づき非農地証明願の発行について審議に付する。
令和 6 年 12 月 10 提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

今月は、非農地証明願について 1 件の申請が出ております。
それでは 18 ページをお願いいたします。

非農地証明願関係 審議番号 1
申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇〇 地目：畑 地積：133 m²
申請人：〇〇 〇〇 (79)

事務局 資料の 27 ページをお願いいたします。
当該地は、非農地証明経過書にありますように、すでに山林化しており、農地としては利用することが困難な状態です。地目変更手続きのため非農地証明の申請を行っておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。
資料といたしまして 25 ページに位置図、26 ページに申請地、27 ページに非農地経過書を添付しております。以上でございます。

議長 証明番号 3 番について、副会長に説明をお願いいたします。

副会長 11 月 26 日の総会事前打ち合わせの後、会長と事務局で現地を確認しましたところ、農地としては 2～30 年は使用されておらず山林化しており、今後も農地としての利用は不可能な状態でしたので報告いたします。

議 長 本件について、ご質問はございませんか？

会 場 (なしの声あり)

議 長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
 よって、本案は非農地として証明したいと思います。

議 長 続きまして、通知第 10 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、19 ページをお願いいたします。
 通知第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。
 令和 6 年 12 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

今月は 57 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております
 20 ページから 33 ページに報告書を添付しております。
 なお、今回の解約の多くは中間管理事業の取り組みのため一旦解約し、機構を通しての
 貸し借りに変更するものです。以上でございます。

議 長 本件は報告のみでございます。

議 長 続きまして、会議次第 5 番、報告事項を議題といたします。
 事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 公共事業に関する農地の一時使用報告書について農林振興課より届出が 2 件あってお
 ります。
 それでは 34 ページをお願いいたします。
 農地に隣接する農業用排水路の改修のため令和 6 年 10 月 4 日から令和 7 年 3 月 10
 日まで〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇番〇 外 1 筆 計 2,556 m²を一時使用する旨の届出
 があっております。資料 28 ページから 29 ページに関係資料を添付しております。
 続きまして、35 ページをお願いいたします。
 農地に隣接する農業用排水路工事のため令和 6 年 10 月 7 日から令和 7 年 3 月 31 日
 まで〇〇 〇〇 〇〇番 外 1 筆 計 5,507 m²を一時使用する旨の届出があつており
 ます。資料 30 ページから 31 ページに関係資料を添付しております。以上ございま
 す。

議 長 続きまして、会議次第6番、その他に入らせていただきます。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 総会資料送付時に同封をしておりまして、福岡県農業委員会研修大会の出欠ですが、
12月18日(水)までに事務局へ連絡をお願いいたします。
次回総会の日程についてでございますが、1月10日(金)10:30からとなっておりますので、
よろしくをお願いいたします。

議 長 委員さんの方からは、何かございませんか？

山 崎 委 員 議案遡っての質問ですが、推進委員のみなさん問題がないように処理されていますが、
今まで問題があったのかないのかひとつ。問題があったらどのように処理するのか
その辺お伺いしたい。

議 長 前委員のときに〇〇の水路の関係で〇〇さんという推進委員の時に議案にあがってき
たけれど、水路が問題なので延ばしてほしいということで、その時の委員会で延期をし
たという例があります。
2~3ヶ月後に水路の話が落ち着いてからということになって延期になったことがあります。
水路をしないと田は扱えないということで、農業委員会でストップをした記憶がありま
す。

山 崎 委 員 問題がないと思いますということで終わっているから、その後問題が起こる可能性があ
るから、問題があった場合どのように処理するのか、当事者同士がするのか農業委員会
がするのか、いろいろなやり方があるからそこが聞きたい。

武 田 委 員 行政じゃなくて、農業委員会が答えることです。農業委員会が考えること、行政が全部
しないといけなくなる。
例えば、農業委員会が許可出している、問題があったら農業委員会が会議の中で話すこ
と。その話、今までしたことがない。

議 長 問題があって保留したのは、私の記憶の中ではその1回しかない。他の事例が分かり
ませんので、事前に保留はありましたけれど、許可して問題があったか事例は私の記憶
がないので、もしそういった件があれば再度農業委員会で検討するしか答えようがない
と思います。

山 崎 委 員 要するに農業委員会がするということですか？

議 長 そうです。
その他ご質問はございませんか？

会 場	(なしの声あり)
事 務 局	閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。
副 会 長	これにて、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

4 番委員

6 番委員
